市民参加実施予定シート

予　定
令和３年４月1日時点

担当課（　社会福祉課　）

1　市民参加の手続　実施予定について

タイトル	流山市における高齢者保健福祉施策、介護保険事業の在り方を示す計画の策定	市が考える市民等への影響	<メリット> ・市内の高齢者や要支援・要介護者に対する調査を通じてニーズを把握し、住み慣れた地域で生活をするために必要なサービスの推進を図る。 <デメリット> ・特になし
正式名称	流山市高齢者支援計画		
概要	令和3年度から令和5年度までの3か年における高齢者保健福祉施策、介護保険事業の在り方を示す計画を策定する。 少子高齢化や核家族化の進展、災害発生時の助け合いなど課題に対して、「自助・公助・共助」の視点で整理し地域全体で福祉活動を推進できる環境づくりを進める。 いつまでも元気で暮らせるまちづくり、安心して利用し続けられる制度など、持続可能性のある仕組みの在り方を検討する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの　(条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの　(第5条第2項の規定)	
■	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	(1) 軽易なもの
□	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	(2) 緊急に行わなければならないもの
□	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期 (流れ) を選択した理由
複数実施	■	審議会等	令和2年5月～同年10月の間で5回	審議委員 (専門家・公募の市民等)	流山市福祉施策審議会	審議会：専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。 パブリックコメント：素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。 その他 (アンケート)：3か年の長期計画であり、より多くの当事者の声を聞き取る必要があると考えたため。 その他 (流山市老人クラブ連合会からの意見聴取)：関連団体からも意見を聴取する必要があると考えたため。 その他 (市民説明会)：計画について市民に十分な説明を行い、その内容を周知し理解を得る機会を増やすため。
	■	パブリックコメント手続	令和2年11月～同年12月	全市民等		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	■	その他	令和2年1月～同年2月	無作為抽出による65歳以上の市民3,000人	アンケート調査	
	■	その他	令和2年10月9日	流山市老人クラブ連合会	流山市老人クラブ連合会からの意見聴取	
	■	その他	令和2年12月12日・13日	全市民	市民説明会	

(3) 市民参加のスケジュール (予定)

平成30年度		令和元年度												令和2年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
											アンケート			福祉施策審議会	市民説明会 意見聴取　パブリックコメント

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民参加の手法	令和2年11月11日	(内容)市民説明会を追加(理由)計画について市民に十分説明を行い、その内容を周知し理解を得る機会を増やすため。			
市民参加の手法	令和3年3月2日	(内容)流山市老人クラブ連合会からの意見聴取を追加(理由)関連団体に意見聴取し、計画に反映させるため。			